

**第220期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

会計参与に関する事項

その他

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個別注記表

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

〔 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで 〕

株式会社大分銀行

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	①名称：株式会社大分銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2013年8月19日 ③新株予約権の数：146個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 1,460株 ⑤新株予約権の行使期間：2013年8月20日から2043年8月19日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	1名
	①名称：株式会社大分銀行 第3回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2014年8月18日 ③新株予約権の数：115個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 1,150株 ⑤新株予約権の行使期間：2014年8月19日から2044年8月18日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	1名
	①名称：株式会社大分銀行 第4回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2015年8月17日 ③新株予約権の数：213個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 2,130株 ⑤新株予約権の行使期間：2015年8月18日から2045年8月17日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	3名
	①名称：株式会社大分銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2016年8月22日 ③新株予約権の数：410個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 4,100株 ⑤新株予約権の行使期間：2016年8月23日から2046年8月22日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	3名
	①名称：株式会社大分銀行 第6回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2017年8月28日 ③新株予約権の数：348個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 3,480株 ⑤新株予約権の行使期間：2017年8月29日から2047年8月28日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	4名
	①名称：株式会社大分銀行 第7回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2018年8月27日 ③新株予約権の数：414個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 4,140株 ⑤新株予約権の行使期間：2018年8月28日から2048年8月27日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	4名
	①名称：株式会社大分銀行 第8回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2019年8月26日 ③新株予約権の数：533個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 5,330株 ⑤新株予約権の行使期間：2019年8月27日から2049年8月26日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	①名称：株式会社大分銀行 第9回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2020年8月24日 ③新株予約権の数：916個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 9,160株 ⑤新株予約権の行使期間：2020年8月25日から2050年8月24日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	5名
	①名称：株式会社大分銀行 第10回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2021年8月23日 ③新株予約権の数：1,422個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 14,220株 ⑤新株予約権の行使期間：2021年8月24日から2051年8月23日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	5名
	①名称：株式会社大分銀行 第11回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2022年8月22日 ③新株予約権の数：1,443個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 14,430株 ⑤新株予約権の行使期間：2022年8月23日から2052年8月22日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	6名
	①名称：株式会社大分銀行 第12回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2023年8月21日 ③新株予約権の数：1,306個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 13,060株 ⑤新株予約権の行使期間：2023年8月22日から2053年8月21日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	6名
	①名称：株式会社大分銀行 第13回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2024年8月19日 ③新株予約権の数：896個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 8,960株 ⑤新株予約権の行使期間：2024年8月20日から2054年8月19日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	6名
	①名称：株式会社大分銀行 第14回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2025年8月25日 ③新株予約権の数：812個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 8,120株 ⑤新株予約権の行使期間：2025年8月26日から2055年8月25日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	6名

（注）1. 2017年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

2. 当行は2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執 行 役 員	①名称：株式会社大分銀行 第14回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2025年8月25日 ③新株予約権の数：548個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 5,480株 ⑤新株予約権の行使期間：2025年8月26日から2055年8月25日まで ⑥権利行使価格（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	7名

（注）当行は2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(別記)

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

株式会社大分銀行は、「倫理宣言」において「大分銀行および私たち役職員は、あらゆる法令等を遵守し、確固たる倫理観をもって、良き社会の一員として行動することを宣言します。」と謳っています。

この倫理宣言及び会社法に基づいて、取締役会は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための基本方針を以下の通り定め、当行の経営理念の実現を図っていくことといたします。

(1) 取締役、執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役、執行役員が法令、定款及び当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範として、役員コンプライアンス・マニュアルを定める。
- ②取締役、執行役員は、行外で実施されるコンプライアンスに関する各種研修等へ出席し、取締役、執行役員として、求められるコンプライアンスへの認識を新たにすることに努めるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及びそれに関する各規程等に従い適切な保存及び管理を行う。その他、必要に応じて、各規程等の見直しを行うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①統合的リスク管理態勢を整備・確立するため、統合的リスク管理方針を定め、リスク管理の統括部署をリスク統括部とする。
- ②リスク管理委員会を設置し、リスクカテゴリー毎の各リスク管理部署による管理を通じて統合的なリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定し、これに基づき取締役会を原則として月2回開催する。
- ②取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として常務会を設置するほか、各種専門委員会、その他会議体を組成する。
- ③業務執行に係る組織、権限等を明確化するため、「業務組織規程」及び「職務権限規程」を制定する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①経営理念を制定し企業活動の基本理念を明確にするとともに、法令等遵守方針を定め、法令等遵守規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、使用人全員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。
- ②リスク統括部でコンプライアンス・プログラムを策定し、リスク統括部及び関連部署で、これに沿った行員教育を実施する。その他、監査部は各部署のコンプライアンス態勢の監査を実施する。
- ③リスク統括部を窓口とするホットライン（内部通報制度）を設け、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制を構築する。

(6) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の運営に関する基本的な事項について定めるとともに当行と子会社の連携強化を図り、大分銀行グループ全体として健全経営のもと発展していくことを目的として大分銀行グループ会社運営規程を制定する。
- ②当行及び子会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための内部統制の態勢を整備する。

- ③子会社において、大分銀行グループ会社運営規程で定める子会社から当行への協議・報告事項等が発生した場合には、適宜所管部へ報告を行う。所管部は必要に応じ、子会社の統括部署である総合企画部及び取締役・監査等委員会等へ報告を行う。
- ④当行は、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するため、大分銀行グループ会社運営規程において、銀行のリスクカテゴリー毎の所管部署が子会社におけるリスクを適切に管理することを定める。
- ⑤当行は、中期経営計画を策定するにあたり、子会社に対し、当行の方針に沿った中期経営計画の策定を指示する。また、当該中期経営計画を具体化するため、子会社に対し、毎事業期の業務方針及び予算計画等の策定を指示する。
- ⑥当行は、子会社に対し、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定を指示する。
- ⑦監査部は、内部監査規程、大分銀行グループ会社運営規程及び当行と子会社との監査委託契約に基づき、業務監査及び自己査定監査を実施する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**
 監査等委員会の職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の補助使用人を1名以上配置する。
- (8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
 ②当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (9) 次に掲げる監査等委員会への報告に関する体制**
 ①当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制。
 イ. 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、報告すべき事項を監査等委員会と協議して定めた上、その協議結果に基づいて報告を行う。主たる報告事項は次の通りとする。
 (イ) 業務の遂行状況及び財務の状況
 (ロ) 内部監査部門が実施した内部監査の結果
 (ハ) リスク及びリスク管理の状況
 (ニ) 法令等遵守に関する状況
 (ホ) ホットライン通報の内容
 ②子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制
 イ. 子会社の役員及び使用人は、当行の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
 ロ. 子会社の役員及び使用人は、法令等違反行為、当行又は当行の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、直ちに当該子会社の内部管理部署へ報告を行うか、ホットラインに通報する。
 ハ. ロにより報告を受けた場合、当該部署の責任者は、当行の監査等委員会に速やかに報告する。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 当行は、前号の当行監査等委員会への報告を行ったすべての者について、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行及び子会社に周知徹底する。
- (11) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
 ①当行は、監査等委員会がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 ②当行は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、一定額の予算を設ける。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 ①代表取締役及び取締役は、監査等委員会監査の重要性と有用性について認識し、監査等委員会監査が実効的に実施できる体制を確保する。

- ②監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備等について意見交換するものとする。
- ③監査等委員会は、内部監査部門と定期的に会合をもち、内部管理態勢に係る課題等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができるものとする。
- ④内部監査部門長の人事異動、人事考課、懲戒処分に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ①当行の企業倫理に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは毅然として対決する。
- ②「反社会的勢力管理対応マニュアル」を定め、それに基づき以下の管理体制を整備する。
 - イ. 反社会的勢力に関する主たる統括部署をリスク統括部とし、反社会的勢力への対応について必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士等と連携をとりつつ、関係部門間の横断的協力体制など適切な対応に向けた指導を行う。
 - ロ. 営業戦略部お客さまサービス室は、反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う体制整備として、反社会的勢力に関する情報収集、分析及び一元的管理を行う。
 - ハ. 各業務所管部は、業務に関連した反社会的勢力に関する情報を把握し、営業戦略部お客さまサービス室及びリスク統括部への報告・連絡等の連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、執行役員の職務執行

- ①取締役会は、当事業年度において計 21 回開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定いたしました。また取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として設置している常務会は原則毎週開催しており、当事業年度において計 42 回開催いたしました。
- ②取締役、執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、役員コンプライアンス・マニュアルを制定し全役員が常時閲覧可能な態勢を整備するとともに、随時各種研修等へ派遣しております。

(2) リスク管理体制

当事業年度においては、リスク管理委員会を計 12 回開催し、リスク管理委員会規則に定めた事項の協議・報告を行うとともに、重要事項については、取締役会への報告を行いました。

(3) コンプライアンス

- ①法令等遵守体制として、コンプライアンス・マニュアルは毎年度見直しを行っており、当事業年度においても 4 月に改定のうえ、パートタイマーを含む全役職員が閲覧可能な行内システムへ掲示するとともに、行内通牒により周知徹底いたしました。
- ②年度毎のコンプライアンス・プログラムはコンプライアンス委員会での協議を踏まえ取締役会にて決議しています。当事業年度においては 3 月の取締役会にて決議したコンプライアンス・プログラムについて、行内通牒にて役職員への周知徹底を図るとともに、リスク統括部が毎月実施状況をモニタリングし、四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告いたしました。
- ③また監査部による営業店監査・本部監査において、コンプライアンス勉強会の開催状況、顧客情報の管理状況、反社会的勢力への対応状況等、コンプライアンス態勢の監査を実施いたしました。

(4) グループ管理体制

- ①当行グループにおける業務の適正を確保する体制として、当事業年度においては、グループ会社の業務実績を半期毎に経営陣に報告するとともに、グループ会社の経営計画、業績予想ほかグループ会社運営に係る重要事項について、当行常務会にて計 18 回協議・報告等を実施いたしました。常務会においては、事業年度毎に最低 1 回は、グループ会社の各社長も参加の上で、グループ戦略や各社課題策等の認識共有を図る運用としております。
- ②グループ会社に対する監査体制として、当事業年度においては、監査部が、グループ会社に対し資産査定監査及び業務監査を実施し、監査結果を取締役に報告いたしました。

(5) 監査等委員会による監査体制

- ①監査等委員会は、当事業年度において、計 17 回開催し、監査方針、監査計画、監査結果等を協議いたしました。

- ②監査等委員会への報告体制として、取締役の職務状況については、秘書室が四半期毎に取締役監査等委員全員が出席する取締役会にて報告を行いました。内部監査計画や内部監査状況については、監査部が、取締役監査等委員全員に報告書を回付のほか、取締役監査等委員全員が出席する取締役会にて計 22 回報告を行いました。リスク管理面では、常勤監査等委員 2 名が毎月開催されるリスク管理委員会に出席したほか、リスク統括部より監査等委員会に対し、毎月 1 回リスク及びリスク管理状況に関する報告を行いました。
- ③また、監査等委員会監査の実効性向上のため、頭取との意見交換を計 4 回、専務取締役・常務取締役との意見交換を計 2 回、社外取締役との意見交換を計 2 回、監査部との定例会議を計 14 回実施いたしました。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

その他

該当ありません。

第 220 期

2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	19,598	10,582	—	10,582
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△27	△27
別途積立金の積立				
土地再評価差額金の取崩				
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替			27	27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	19,598	10,582	—	10,582

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10, 431	83	130, 330	5, 632	146, 476	△ 1, 624	175, 032
当期変動額							
剰余金の配当				△2, 213	△2, 213		△2, 213
当期純利益				9, 676	9, 676		9, 676
自己株式の取得						△1, 010	△1, 010
自己株式の処分						231	203
別途積立金の積立			2, 000	△2, 000	—		—
土地再評価差額金の取崩				15	15		15
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替				△27	△27		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	2, 000	5, 451	7, 451	△779	6, 672
当期末残高	10, 431	83	132, 330	11, 084	153, 928	△2, 403	181, 705

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,230	1,145	7,672	10,049	271	185,354
当期変動額						
剰余金の配当						△2,213
当期純利益						9,676
自己株式の取得						△1,010
自己株式の処分						203
別途積立金の積立						—
土地再評価差額金の取崩						15
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	20,427	4,582	△15	24,994	17	25,012
当期変動額合計	20,427	4,582	△15	24,994	17	31,684
当期末残高	21,658	5,728	7,657	35,044	289	217,039

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～31年

その他 5年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。

正常先債権及び要管理先以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権につ

いては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）
による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

役務取引等収益

役務取引等収益は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に関する事務手数料等であり、顧客との契約に基づきサービスを提供する義務があります。これらの取引は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及びその他有価証券（債券）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における退職給付に係る会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 20,546 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

債務者区分は、債務者の財政状態及び経営成績並びに将来の事業計画等を基礎として決定し、その債務者区分に応じて貸倒引当金を計上しております。

各債務者区分の債権に関する具体的な貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者の将来の事業計画の合理性の評価であり、債務者区分決定の基礎としております。事業計画の合理性の評価には、当該計画の達成可能性を考慮しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経済環境や債務者の経営状況等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship))

当行では、当行職員に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与すると同時に、福利厚生 of 増進策として、「大分銀行行員持株会」(以下、「持株会」という。)の拡充を通じて職員の株式取得及び保有を促進することにより職員の財産形成を支援することを目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」を導入しております。

1. 取引の概要

当行が、持株会に加入する一定の要件を充足する者を受益者とする E-Ship 信託を設定し、その設定後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

その後、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship 信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 信託に残存する当行株式

(1) 信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は、当事業年度末 258 百万円であります。

(3) 信託が保有する当行株式の株式数は、当事業年度末 78 千株であります。

なお、2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の当事業年度末の帳簿価額は 165 百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 7,314 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,629 百万円
危険債権額	29,579 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	111 百万円
合計額	37,319 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,096 百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	596,821 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,708 百万円
売現先勘定	111,406 百万円
債券貸借取引受入担保金	96,902 百万円
借入金	323,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等40,537 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金236 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は668,843 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが640,395 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,235 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 34,740 百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,441 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 13,713 百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務総額 40 百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額 13,382 百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 16,942 百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 109 百万円

役務取引等に係る収益総額 104 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 23 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 30 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 766 百万円

2. 関連当事者との間の取引

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大分保証サービス株式会社	所有 直接 90.0% 間接 10.0%	役員の兼任	住宅ローン・消費者ローンの債務保証	566,207	—	—

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

債務保証については、一般取引と同様な条件で行っております。

2. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	440	215	66	588	(注) 1、2、3、4
合 計	440	215	66	588	

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、E-Ship 信託が保有する当行株式が 78 千株含まれております。
2. 自己株式の増加 215 千株は、自己株式取得のための市場買付 (213 千株) 及び単元未満株式の買取 (1 千株) によるものであります。
3. 自己株式の減少 66 千株は、E-Ship 信託から持株会への当行株式の売却 (47 千株) 及びストック・オプションの権利行使 (19 千株) によるものであります。
4. 2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2026 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	10,920	7,789	△3,131
	地方債	28,728	27,115	△1,613
	社 債	2,496	2,442	△54
	その他	—	—	—
	小 計	42,145	37,346	△4,799
合 計		42,145	37,346	△4,799

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	7,314
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	142,392	59,198	83,193
	債 券	513	512	1
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	513	512	1
	その他	219,863	211,068	8,794
	小 計	362,769	270,779	91,989
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	5,991	6,588	△596
	債 券	585,624	636,166	△50,542
	国 債	197,209	220,240	△23,031
	地方債	207,225	220,408	△13,182
	社 債	181,189	195,517	△14,328
	その他	276,823	287,207	△10,384
	小 計	868,438	929,962	△61,523
合 計		1,231,208	1,200,742	30,465

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,085
組合出資金	9,673

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	31,660	10,442	796
債 券	144,641	0	10,378
国 債	104,014	—	5,379
地方債	29,073	—	4,183
社 債	11,553	0	815
その他	71,319	1,371	13,839
合 計	247,621	11,813	25,014

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,756	百万円
退職給付引当金	1,649	
減価償却費	2,214	
その他	3,396	
繰延税金資産小計	13,015	
評価性引当額	△5,745	
繰延税金資産合計	7,270	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8,807	
退職給付信託設定益	△1,490	
繰延ヘッジ損益	△2,617	
その他	△58	
繰延税金負債合計	△12,973	
繰延税金資産 (負債) の純額	△5,703	百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 2,869 円 95 銭

なお、1 株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

また、1 株当たり純資産額の算定にあたっては、E-Ship 信託が保有する当行株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。当該自己株式の当事業年度末株式数は 393 千株 (株式分割前 78 千株) であります。

1 株当たりの当期純利益 127 円 66 銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 126 円 77 銭

なお、1 株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

また、1 株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、E-Ship 信託が保有する当行株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は 498 千株 (株式分割前 99 千株) であります。

(注) 当行は、2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たりの純資産額、1 株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当行は、2026 年 1 月 26 日開催の取締役会決議に基づき、2026 年 4 月 1 日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げること、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026 年 3 月 31 日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 5 株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,693,634 株
今回の株式分割により増加する株式数	62,774,536 株
株式分割後の発行済株式総数	78,468,170 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2026 年 3 月 13 日（金）
基準日	2026 年 3 月 31 日（火）
効力発生日	2026 年 4 月 1 日（水）

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026 年 4 月 1 日（水）を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日（火）を基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

なお、2026 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は 2025 年 11 月 10 日の公表内容である 170 円から変更ありませんので、1 株当たりの期末配当金は 85 円を予定しております。

③ 1 株当たり情報に及ぼす影響

1 株当たり情報に及ぼす影響については、（1 株当たり情報）に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 1 日（水）をもって、当行定款第 5 条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1 億 5 千万株</u> とする。

第 220 期 2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,598	13,768	160,837	△1,624	192,579
当期変動額					
剰余金の配当			△2,213		△2,213
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,595		10,595
自己株式の取得				△1,010	△1,010
自己株式の処分		△27		231	203
土地再評価差額金の 取崩			15		15
利益剰余金から 資本剰余金への振替		27	△27		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	8,370	△779	7,591
当期末残高	19,598	13,768	169,208	△2,403	200,171

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土 地 再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,346	1,145	7,672	5,474	15,638	271	68	208,559
当期変動額								
剰余金の配当								△2,213
親会社株主に帰属する 当期純利益								10,595
自己株式の取得								△1,010
自己株式の処分								203
土地再評価差額金の 取崩								15
利益剰余金から 資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	20,490	4,582	△15	4,006	29,064	17	29	29,110
当期変動額合計	20,490	4,582	△15	4,006	29,064	17	29	36,702
当期末残高	21,836	5,728	7,657	9,480	44,703	289	97	245,261

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9 社

会社名

大銀オフィスサービス株式会社

大分リース株式会社

大分保証サービス株式会社

株式会社大分カード

大銀コンピュータサービス株式会社

株式会社大銀経済経営研究所

大分ベンチャーキャピタル株式会社

大分キャピタルパートナーズ株式会社

おおいたプラット株式会社

(連結範囲の変更)

大分キャピタルパートナーズ株式会社及びおおいたプラット株式会社は、設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(連結される子会社及び子法人等の商号変更)

大銀コンピュータサービス株式会社は、2026 年 4 月 1 日付で大分デジタルソリューションズ株式会社に商号変更しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 7 社

会社名

おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合

おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合

おおいたブリッジファンド投資事業有限責任組合

大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合

おおいた中小企業支援4号ファンド投資事業有限責任組合

大分VCサクセスファンド7号投資事業有限責任組合

BVNGO第1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法非適用の関連法人等 7 社

会社名

おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合

おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合

おおいたブリッジファンド投資事業有限責任組合

大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合

おおいた中小企業支援4号ファンド投資事業有限責任組合

大分VCサクセスファンド7号投資事業有限責任組合

BVNGO第1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰

余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～31年

その他 5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定率法により償却しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。

正常先債権及び要管理先以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. リース取引の処理方法

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

11. 重要な収益の計上方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

役務取引等収益

役務取引等収益は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に関する事務手数料等であり、顧客との契約に基づきサービスを提供する義務があります。これらの取引は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及びその他有価証券

(債券) とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存) 期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

13. 消費税等の会計処理

当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 23,172 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

債務者区分は、債務者の財政状態及び経営成績並びに将来の事業計画等を基礎として決定し、その債務者区分に応じて貸倒引当金を計上しております。

各債務者区分の債権に関する具体的な貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 4. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者の将来の事業計画の合理性の評価であり、債務者区分決定の基礎としております。事業計画の合理性の評価には、当該計画の達成可能性を考慮しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経済環境や債務者の経営状況等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship))

当行では、当行職員に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、「大分銀行行員持株会」(以下、「持株会」という。)の拡充を通じて職員の株式取得及び保有を促進することにより職員の財産形成を支援することを目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」を導入しております。

1. 取引の概要

当行が、持株会に加入する一定の要件を充足する者を受益者とする E-Ship 信託を設定し、その設定後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

その後、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship 信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 信託に残存する当行株式

(1) 信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は、当連結会計年度末 258 百万円であります。

(3) 信託が保有する当行株式の株式数は、当連結会計年度末 78 千株であります。

なお、2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の当連結会計年度末の帳簿価額は 165 百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,261 百万円
危険債権額	30,508 百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	122 百万円
合計額	38,893 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,096 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	596,821 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,708 百万円
売現先勘定	111,406 百万円
債券貸借取引受入担保金	96,902 百万円
借入金	323,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等 40,537 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 243 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 674,292 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 645,845 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほ

か、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,235百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 35,280百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,441百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,713百万円であります。
9. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務総額 40百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益11,506百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損796百万円及び株式等償却367百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	15,693	—	—	15,693	(注) 4
合 計	15,693	—	—	15,693	
自己株式					
普通株式	440	215	66	588	(注) 1、2、3、4
合 計	440	215	66	588	

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、E-Ship 信託が保有する当行株式が 78 千株含まれております。
2. 自己株式の増加 215 千株は、自己株式取得のための市場買付 (213 千株) 及び単元未満株式の買取 (1 千株) によるものであります。
3. 自己株式の減少 66 千株は、E-Ship 信託から持株会への当行株式の売却 (47 千株) 及びストック・オプションの権利行使 (19 千株) によるものであります。
4. 2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結会 計年度末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権			—			289	
合 計				—			289	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	922	60.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 20 日
2025 年 11 月 10 日 取締役会	普通株式	1,290	85.00	2025 年 9 月 30 日	2025 年 12 月 10 日
合 計		2,213			

- (注) 1. 2025 年 6 月 19 日定時株主総会決議による配当金の総額には、E-Ship 信託が保有する当行株式に対する配当金 7 百万円が含まれております。

2. 2025 年 11 月 10 日取締役会決議による配当金の総額には、E-Ship 信託が保有する当行株式に対する配当金 8 百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2026 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,290 百万円
- ② 1 株当たり配当額 85.00 円
- ③ 基準日 2026 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2026 年 6 月 24 日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 1. 2026年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、E-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金の受入れ、資金の貸付又は手形の割引、有価証券の引受けや売買等の金融商品の取扱いを主たる業務としていることから、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を多額に有しております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないようALM（資産負債総合管理）を実施し、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、連結される子会社及び子法人等には、リース業務やクレジットカード業務などの金融商品の取扱いを主たる業務としている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産の主なもののうち、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもののうち、預金や借入金は、一定の環境の下では市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引のうち、金利関連の金利スワップ取引は、ALMによるリスクヘッジの目的で行っております。主に将来の金利変動リスクに備えて、貸出金、債券等をヘッジ対象として受取変動・支払固定及び受取固定・支払変動の金利スワップ取引をヘッジ手段として行っております。

通貨関連の通貨スワップ取引、為替予約取引及びクーポンスワップ取引は、主に外貨建債権債務の為替相場変動リスク回避のためのヘッジ目的で行っております。

債券関連の債券先物取引は、主に自己売買業務として行っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別委員会実務指針第24号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」等諸規程に従い、貸出業務に限らず、市場取引やオフバランス資産を含めた、銀行業務に係る全ての信用リスクを管理対象として、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付制度、経営改善支援や延滞管理・債権回収等問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社の信用リスク管理規程等諸規程に従って、信用リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用リスク管理部署（審査部署、与信管理部署、問題債権の管理部署など）において行われ、信用リスクの状況や問題点等は信用リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部が一体として管理しております。

なお、与信監査については、リスク統括部及び各信用リスク管理部署における信用リスク管理状況の適切性について、監査部署が監査を行う態勢としております。

②市場リスクの管理

当行は、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、預貸金取引、市場取引及びオフ

バランス取引を含めた全ての市場リスクを管理対象として、市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。預貸金に係る市場リスク管理についてはALM部署、市場取引に係る市場リスク管理については市場関連部署を中心に管理を行っております。市場リスク管理の統括部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、リスク量の状況、ストレステストの実施結果等についてリスク管理委員会に報告を行っております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社のリスクプロファイルに応じて市場リスク管理方針・規程等を含め、市場リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの市場リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の市場リスク管理部署において行われ、市場リスクの状況や問題点等は市場リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部にて管理しております。

なお、市場リスク管理の監査については、リスク統括部及び各市場リスク管理部署における市場リスク管理態勢の整備状況等の適切性について、監査部署が監査を行う態勢としております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券（満期保有目的の債券及びその他有価証券）」、「預金及び譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

これらの金融資産及び金融負債について、統計学的な手法により一定期間（詳細は後述保有期間参照）後の損失額を推計して市場リスク量とし、金利及び価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該損失額の推計にはVaRを使用しております。

VaRの算出には、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。前提条件は、観測期間 1,250 営業日、信頼区間 99%、保有期間は政策投資株式のみ 125 営業日とし、それ以外は 60 営業日としております。

2026 年 3 月 31 日現在で当行の主たる金融商品の市場リスク量（損失の推計値）は、42,914 百万円であり、内訳は、有価証券 25,310 百万円、預貸金等（有価証券以外）17,604 百万円となっております。

当行では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実施しております。2025 年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えられます。

但し、VaR 計測は統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となる点や最大損失額の予測を意図するものではない点、及び将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがある点に注意を要します。

なお、金額等から影響が軽微な一部の金融商品並びに連結される子会社及び子法人等の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

③流動性リスクの管理

当行は、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、流動性リスクの管理を行っております。日常的には、市場金融部で資金繰り管理が行われ、管理部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、その状況や支払準備資産等の状況、ストレステストの実施結果等についてリスク管理委員会に報告を行っております。

なお、流動性リスク管理の監査については、リスク統括部及び各流動性リスク管理部署における流動性リスク管理態勢の整備状況等の適切性について、監査部署が監査を行う態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	42,200	37,396	△4,803
その他有価証券	1,231,636	1,231,636	—
(2) 貸出金	2,460,618		
貸倒引当金（※1）	△18,827		
	2,441,791	2,393,940	△47,850
資産計	3,715,628	3,662,973	△52,654
(1) 預金	3,532,172	3,532,761	588
(2) 譲渡性預金	82,753	83,034	281
(3) 借入金	327,992	326,567	△1,424
負債計	3,942,918	3,942,363	△555
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(11,867)	(11,867)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8,447	8,447	—
デリバティブ取引計	(3,420)	(3,420)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金（3,651百万円）及び個別貸倒引当金（15,175百万円）を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	2,160
組合出資金（※3）	12,231

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	588,856	—	—	—	—	—
有価証券(※1)						
満期保有目的の債券	—	10,600	9,455	11,400	—	11,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	67,913	261,372	187,281	108,725	134,594	342,923
貸出金(※2)	590,115	386,679	311,939	211,824	255,653	674,884
合 計	1,246,885	658,651	508,676	331,950	390,247	1,028,807

(※1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻懸念先以下に対する債権等、償還予定額が見込めない29,522百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	3,312,608	124,728	93,560	1,133	142	—
譲渡性預金	82,753	—	—	—	—	—
借入金	275,268	52,066	657	—	—	—
合 計	3,670,629	176,795	94,217	1,133	142	—

(※) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	197,209	—	—	197,209
地方債	—	207,225	—	207,225
社債	—	168,228	13,474	181,703
株式	148,070	742	—	148,812
その他	130,093	335,502	31,089	496,686
資産計	475,373	711,698	44,564	1,231,636
デリバティブ取引(※)				
金利関連	—	8,452	—	8,452
通貨関連	—	(11,872)	—	(11,872)
デリバティブ取引計	—	(3,420)	—	(3,420)

(※) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる

項目については、() で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	7,789	—	—	7,789
地方債	—	27,165	—	27,165
社債	—	2,442	—	2,442
貸出金	—	—	2,393,940	2,393,940
資産計	7,789	29,607	2,393,940	2,431,337
預金	—	3,532,761	—	3,532,761
譲渡性預金	—	83,034	—	83,034
借入金	—	326,567	—	326,567
負債計	—	3,942,363	—	3,942,363

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債及び投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債及び社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない自行保証付私募債は、内部格付、年限に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりレベル3の時価に分類しております。

その他の公表された相場価格のない一部の有価証券については、外部業者(ブローカー等)より入手した相場価格を時価としており、それらに使用されたインプットに基づきレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としておりレベル1の時価に分類しております。

店頭取引については、金利、外国為替相場等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの現在価値等により算定した価額をもって時価としておりレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債（自行保証付私募債）	現在価値技法	割引率	0.3～1.6%	0.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル3 の時価へ の振替 (※2)	レベル3 の時価か らの振替 (※3)	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	13,163	—	△77	388	—	—	13,474	—
その他	31,539	△104	△206	△138	—	—	31,089	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行並びに連結される子会社及び子法人等では、バック部門及びミドル部門にて時価の算定に関する方針、手続及び時価評価モデルの使用に係る手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

なお、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されております。一般的に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2026 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	10,920	7,789	△3,131
	地方債	28,783	27,165	△1,617
	社 債	2,496	2,442	△54
	その他	—	—	—
	小 計	42,200	37,396	△4,803
合 計		42,200	37,396	△4,803

3. その他有価証券 (2026 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	142,819	59,316	83,503
	債 券	513	512	1
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	513	512	1
	その他	219,863	211,068	8,794
	小 計	363,196	270,897	92,298
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式	5,992	6,589	△596
	債 券	585,624	636,166	△50,542
	国 債	197,209	220,240	△23,031
	地方債	207,225	220,408	△13,182
	社 債	181,189	195,517	△14,328
	その他	276,823	287,207	△10,384
	小 計	868,440	929,964	△61,523
合 計		1,231,636	1,200,861	30,774

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	31,625	10,450	796
債 券	144,641	0	10,378
国 債	104,014	—	5,379
地方債	29,073	—	4,183
社 債	11,553	0	815
その他	71,319	1,373	13,839
合 計	247,586	11,824	25,014

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1 百万円（うち、株式 1 百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50% 程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30% 以上 50% 未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2026 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2, 000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2026 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益						
預金・貸出金業務	3, 874	0	3, 874	949	—	4, 823
為替業務	2, 750	—	2, 750	—	—	2, 750
証券関連業務	2, 084	—	2, 084	—	—	2, 084
代理業務	474	—	474	—	—	474
その他	1, 126	—	1, 126	—	—	1, 126
役務取引等収益以外	101	—	101	621	—	723
顧客との契約から生じる経常収益	10, 411	0	10, 412	1, 571	—	11, 983
上記以外の経常収益	75, 936	10, 087	86, 023	1, 435	△12	87, 446
外部顧客に対する経常収益	86, 347	10, 087	96, 435	3, 006	△12	99, 429

（注） 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等であります。

2. 上記以外の経常収益には、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益や企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益等が含まれております。

3. 上記以外の経常収益の調整額△12 百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項11. 重要な収益の計上方法」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	428
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	429
契約負債（期首残高）	89
契約負債（期末残高）	137

顧客との契約から生じた債権は、主として顧客より受け取る役務取引等収益に対する債権のうち未収部分であります。

契約負債は、顧客から受け取った役務取引等収益のうち前受部分であります。なお、契約負債は、役務取引等の提供に伴って履行義務は充足され、収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていた額は89百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、当初に予想される顧客との契約期間が1年を超える重要な契約がないため、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）第80-22項に定める取扱いにより当該注記を記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 65 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013 年 ストック・ オプション	2014 年 ストック・ オプション	2015 年 ストック・ オプション	2016 年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)10 名	当行取締役(非常勤取締役を除く)8 名 執行役員 8 名	当行取締役(非常勤取締役を除く)7 名 執行役員 7 名	当行取締役(非常勤取締役を除く)7 名 執行役員 7 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 14,480 株	当行普通株式 16,210 株	当行普通株式 10,670 株	当行普通株式 18,300 株
付与日	2013 年 8 月 19 日	2014 年 8 月 18 日	2015 年 8 月 17 日	2016 年 8 月 22 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2013 年 8 月 20 日～ 2043 年 8 月 19 日	2014 年 8 月 19 日～ 2044 年 8 月 18 日	2015 年 8 月 18 日～ 2045 年 8 月 17 日	2016 年 8 月 23 日～ 2046 年 8 月 22 日

	2017 年 ストック・ オプション	2018 年 ストック・ オプション	2019 年 ストック・ オプション	2020 年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(非常勤取締役を除く)7 名 執行役員 7 名	当行取締役(非常勤取締役を除く)7 名 執行役員 7 名	当行取締役(非常勤取締役を除く)6 名 執行役員 6 名	当行取締役(非常勤取締役を除く)6 名 執行役員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 12,100 株	当行普通株式 14,380 株	当行普通株式 15,350 株	当行普通株式 23,610 株
付与日	2017 年 8 月 28 日	2018 年 8 月 27 日	2019 年 8 月 26 日	2020 年 8 月 24 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017 年 8 月 29 日～ 2047 年 8 月 28 日	2018 年 8 月 28 日～ 2048 年 8 月 27 日	2019 年 8 月 27 日～ 2049 年 8 月 26 日	2020 年 8 月 25 日～ 2050 年 8 月 24 日

	2021 年 ストック・ オプション	2022 年 ストック・ オプション	2023 年 ストック・ オプション	2024 年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)5 名 執行役員 8 名	当行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)5 名 執行役員 8 名	当行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)5 名 執行役員 8 名	当行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)6 名 執行役員 7 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当行普通株式 31,450 株	当行普通株式 28,330 株	当行普通株式 23,770 株	当行普通株式 15,740 株
付与日	2021 年 8 月 23 日	2022 年 8 月 22 日	2023 年 8 月 21 日	2024 年 8 月 19 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2021 年 8 月 24 日～ 2051 年 8 月 23 日	2022 年 8 月 23 日～ 2052 年 8 月 22 日	2023 年 8 月 22 日～ 2053 年 8 月 21 日	2024 年 8 月 20 日～ 2054 年 8 月 19 日

	2025 年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 6 名 執行役員 7 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	当行普通株式 13,600 株
付与日	2025 年 8 月 25 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2025 年 8 月 26 日～ 2055 年 8 月 25 日

(注) 2017 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株とする株式併合を行ったため、当該併合後の株式数に換算して記載しております。また、2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行ったため、当該併合後の株式数に換算して記載しております。また、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割の影響を反映しておりません。

①ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	1,460	1,150	2,680	5,050	4,720	5,620
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	550	950	1,240	1,480
未確定残	1,460	1,150	2,130	4,100	3,480	4,140
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	550	950	1,240	1,480
権利行使	—	—	550	950	1,240	1,480
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—

	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	7,090	11,600	18,710	20,100	20,700	15,740
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	1,760	1,220	2,690	4,050	3,470	2,140
未確定残	5,330	10,380	16,020	16,050	17,230	13,600
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	1,760	1,220	2,690	4,050	3,470	2,140
権利行使	1,760	1,220	2,690	4,050	3,470	2,140
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—

	2025年 ストック・ オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	13,600
失効	—
権利確定	—
未確定残	13,600
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	2013 年 ストック・ オプション	2014 年 ストック・ オプション	2015 年 ストック・ オプション	2016 年 ストック・ オプション	2017 年 ストック・ オプション	2018 年 ストック・ オプション
権利行使価格	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
行使時平均株価	—	—	3,775 円	3,775 円	3,757 円	3,757 円
付与日における公正な 評価単価	1 株当たり 2,790 円	1 株当たり 3,590 円	1 株当たり 5,210 円	1 株当たり 2,950 円	1 株当たり 3,910 円	1 株当たり 3,632 円

	2019 年 ストック・ オプション	2020 年 ストック・ オプション	2021 年 ストック・ オプション	2022 年 ストック・ オプション	2023 年 ストック・ オプション	2024 年 ストック・ オプション
権利行使価格	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
行使時平均株価	3,757 円	3,740 円	3,740 円	3,754 円	3,754 円	3,754 円
付与日における公正な 評価単価	1 株当たり 2,819 円	1 株当たり 2,143 円	1 株当たり 1,513 円	1 株当たり 1,701 円	1 株当たり 2,078 円	1 株当たり 2,897 円

	2025 年 ストック・ オプション
権利行使価格	1 株当たり 1 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な 評価単価	1 株当たり 4,803 円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された 2025 年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2025 年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	30.6%
予想残存期間 (注) 2	2.1 年
予想配当 (注) 3	1 株当たり 110 円
無リスク利子率 (注) 4	0.87%

(注) 1. 2023 年 7 月 10 日の週から 2025 年 8 月 18 日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での予想在任期間の平均によって見積りしております。

3. 2025 年 3 月期の配当実績

4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 3,242 円 35 銭

なお、1 株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

また、1 株当たり純資産額の算定にあたっては、E-Ship 信託が保有する当行株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。当該自己株式の当連結会計年度末株式数は 393 千株（株式分割前 78 千株）であります。

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 139 円 79 銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 138 円 80 銭

なお、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

また、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定にあたっては、E-Ship 信託が保有する当行株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は 498 千株（株式分割前 99 千株）であります。

(注) 当行は、2026 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たりの純資産額、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当行は、2026 年 1 月 26 日開催の取締役会決議に基づき、2026 年 4 月 1 日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げること、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026 年 3 月 31 日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 5 株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,693,634 株
今回の株式分割により増加する株式数	62,774,536 株
株式分割後の発行済株式総数	78,468,170 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2026 年 3 月 13 日（金）
基準日	2026 年 3 月 31 日（火）
効力発生日	2026 年 4 月 1 日（水）

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026 年 4 月 1 日（水）を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日（火）を基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

なお、2026 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は 2025 年 11 月 10 日の公表内容である 170 円から変更ありませんので、1 株当たりの期末配当金は 85 円を予定しております。

③ 1 株当たり情報に及ぼす影響

1 株当たり情報に及ぼす影響については、(1 株当たり情報)に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 1 日（水）をもって、当行定款第 5 条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1 億 5 千万株</u> とする。